資料８

令和８年 10 月 28 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル　ご担当者　様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ＰＥＴボトル事業部

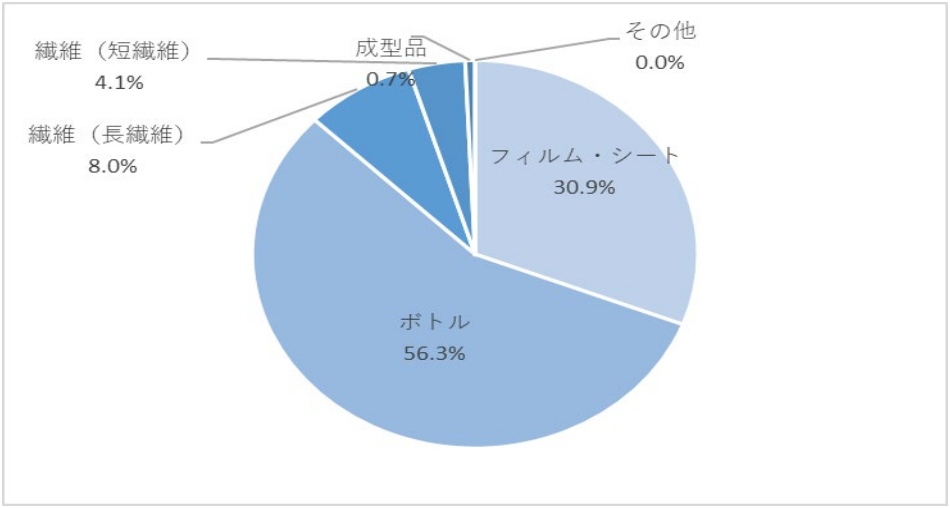
ＰＥＴボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しの現状等

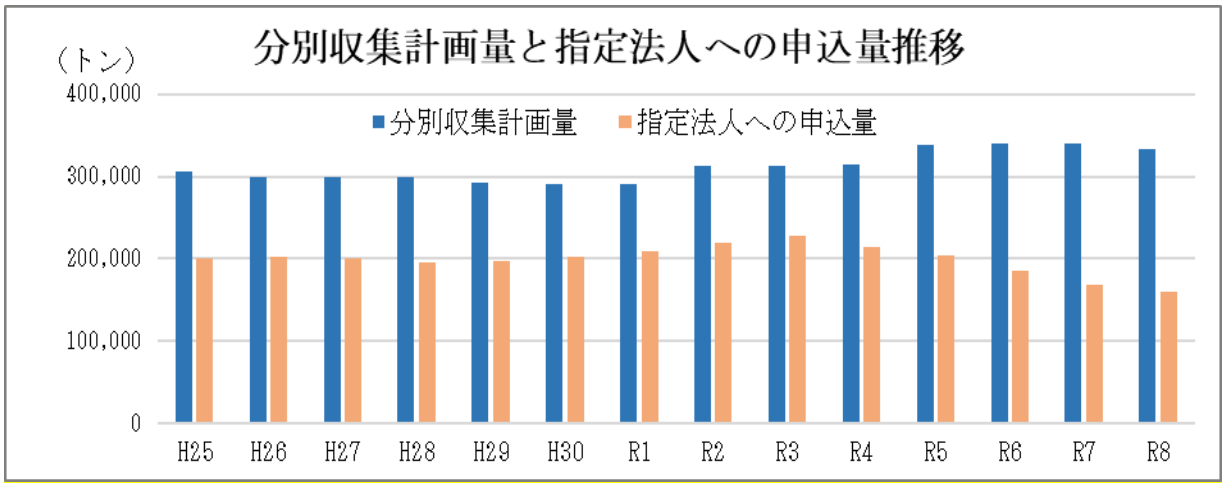
１．ＰＥＴボトルリサイクルの現状

令和７年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済みＰＥＴボトルの引き渡し量は約 16 万６千トン、令和８年度の契約量は 16 万トンとなり、令和４年度をピーク（約 21 万９千トン）として減少に転じております。この背景にはＰＥＴボトルの引き渡しについて、容リルートから脱退し、独自処理へ切り替える市町村及び一部事務組合が増加している現状があります。

当協会の令和７年度 用途別 再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の 56.3%、フィルム・シートが 30.9%、繊維（長繊維・短繊維の合計）が 12.1%、成形品が 0.7%となっており、現状として、容リルートの約 60%がボトル向けの販売となっています。

令和７年度 用途別
再商品化製品販売実績の割合





２．指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

（１）リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りをできなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また費用面では、落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和８年度は０％ですので、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

（２）指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定し、実際の再商品化業務についても、毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用事業者に納入された実績をもとに、再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

（３）ＰＥＴボトルリサイクル全体像の可視化

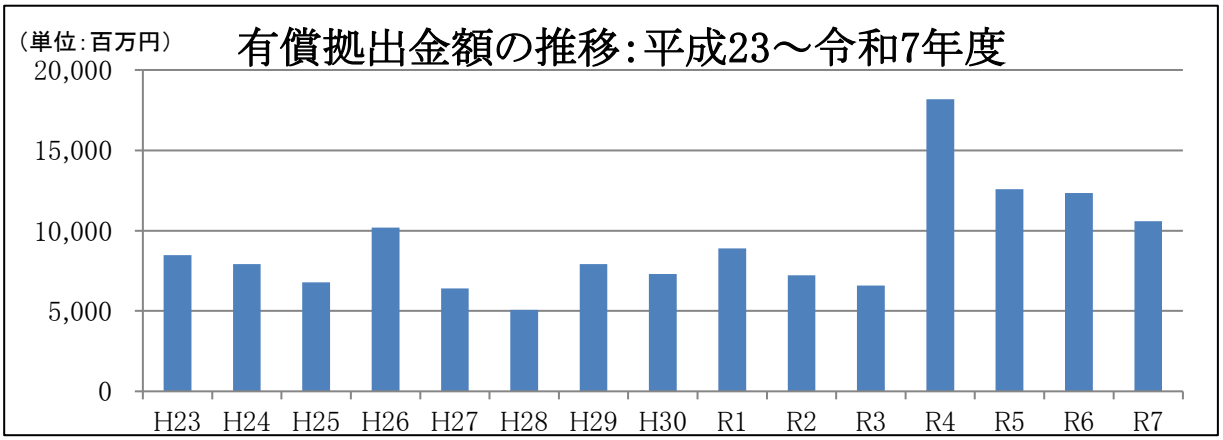
上記（２）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナー（URL: https://www.jcpra.or.jp/study/city/）で、個々の市町村が引き渡した使用済みＰＥＴボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みＰＥＴボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を、市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで、全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

３．有償入札分は全額を市町村に拠出

平成 18 年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（ＰＥＴボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近３年間で令和５年度は約 126 億円、令和６年度は約 123 億円、令和７年度は約 105 億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拠出金の計算式は下記のとおりです。

＜ＰＥＴボトルの有償拠出金の計算式＞

$$\text{上期拠出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価×上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価×上期協会引取量」の全国計}} + \text{下期拠出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価×下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価×下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拠出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拠出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拠出金の原資である拠出金額には多少の影響が出ます）。

４．異物混入防止のお願い

注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入すると、再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないよう、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますよう、お願いいたします。

５．保管施設での引き取り作業等について

平成 30 年６月に改正された「働き方改革関連法」 に基づき、自動車運転業務の時間外労働時間についても、令和６年４月より上限規制が適用され、厚労省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」により、拘束時間等が強化されることとなりました。

これらの規制により、長距離輸送の人員確保のこれまで以上の困難さやコスト増、サービス低下が物流業界に大きな影響を及ぼすことが想定されるまでになりました。この問題が「２０２４年問題」と言われています。

当協会の再商品化事業は、競争入札によって当協会から委託を受けた再生処理事業者ないしはそのジョイントを構成する運搬事業者が、各市町村・一部事務組合の皆様から申し込みを受けた保管施設へ分別基準適合物を引き取りに行くことになっています。

令和６年度は当協会においても、トラックドライバーの人員不足から契約外の運搬事業者へ再委託する契約違反の事例が１件発生し、当該運搬事業者との契約を解除する事態となったため、当協会としても改めて、契約外の運搬事業者への運搬の禁止の周知徹底や期中での運搬事業者の契約追加を速やかに認める体制整備、検査時におけるチェック体制の強化等の取り組みの強化を図っております。

また人材不足を背景として、積み込みや運転にまだ習熟していないトラックドライバーが引き取りに行き、保管施設内での積み込みや計量作業において、運搬車両と計量機器、保管施設内建屋との接触事故や、パッカー車等他の車両と接触する事故も発生しています。

他にも、下記のケースが発生する可能性が想定されます。

① 引き取り希望時間に分別基準適合物を引き取りに行くことが困難となるケース

上記のとおり、労働時間の規制により、運送業界の人員確保の困難さから、市町村・一部事務組合の皆様の保管施設への引き取りに際して、引き取り希望の時間（例：８時から９時の間に引き取りに来て欲しい）どおりに引き取りが困難となる場合が想定されます。

② 引き取りする保管施設内での分別基準適合物の積み込み等、荷役業務が困難となるケース

人員確保の困難さを起因として、運転資格は保有しているものの、積み込み機材の運転資格を保持していない運転手が、市町村・一部事務組合の皆様の保管施設へ引き取りに行かざるを得ない場合が想定されます。

③ 当日引き取りキャンセル等で、市町村・一部事務組合側の責により、その費用を請求されるケース

市町村側の都合により、当日、引き取りキャンセルを行い、そのキャンセル費用の請求が市町村側に求められる場合があり得ます。

運搬事業者では予め、運行計画や事前の依頼に基づき、人員、車両配置、既に引き取りに伺うための車両移動の途中である場合、当然にその運搬事業者での従業員の労働に対する対価が発生していることをご認識いただく必要があります。

令和８年４月に全面施行されている物流効率化法の「貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」（令和七年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）では、荷待ち時間等の短縮の取り組みや運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加、荷主として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項、施設管理者として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項等が記されており、運転者の運送及び荷役等の効率化への取り組みが求められています。

上記に関し、市町村・一部事務組合の皆様におかれましても、再生処理事業者、運搬事業者の方から２０２４年問題の改善に向けた効率化のための協議等、ご相談がありましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

６．保管施設での梱包機器の故障事例の増加

現状、申込みされている市町村・一部事務組合の大半が指定保管施設内でＰＥＴボトルを収集、選別、圧縮梱包（ベール化）まで行う設備を併設していますが、圧縮梱包機器が故障し、復旧まで引き渡しができない旨や、丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）による引き渡し変更のご相談が増加傾向にあります。

特に梱包機器の故障連絡が多く、「修理や交換に半年を要する」と修理業者より連絡を受ける場合もあります。

背景としては機器の老朽化や、夏季にＰＥＴボトルの収集量が増大し、通常よりも長時間使用したことで過剰な負荷が掛かり、故障に至ったといった理由が挙げられます。

梱包機器は大半が単体で交換可能な機器を導入している施設が多いことから、機器を複数保持しておくことや、同一製品の梱包機器の保有事例が多いため、周辺の市町村・一部事務組合間で部品を融通し合うことができるか等の情報交換を図っておくことも有用です。

指定保管施設は、あくまでも分別基準適合物を引き渡す場所であることから、他に圧縮梱包が可能な代替施設があるか否か（圧縮梱包後は、指定保管施設へ各市町村・一部事務組合で移送する必要がある）を、予め調査しておくこともご検討ください。

また、丸ボトル（未圧縮、フレコン積み）での引き渡し依頼を当協会へ相談する前に、以下を想定して、可能かどうか検討されることをお勧めします。

①フレコンの費用、運賃等は自治体負担になること

②フレコン（１トン袋）あたり、ＰＥＴボトルを４５ｋｇ～６０ｋｇ程度しか積み込みができない

③ラベルやキャップ等異物を除去する必要があることから、人力での作業人員や時間、作業場所の確保が可能か否か

④フレコンを引き取りまで保管できる置き場が確保できるか

⑤トラックでの積み込みにおいて、フレコンの積み込み作業は可能か否か

⑥積み込みをした場合、概ね１０袋程度（１ｔ程度）となることから、運搬回数が増加する
⑦運搬事業者の対応が可能か否か
⑧急遽、フレコンでの引き渡しを行う再商品化事業者で、置き場等の受け入れが可能な体制か否か

上記を踏まえ、市町村・一部事務組合のご担当者の方は、圧縮梱包機器が故障した時を想定した対応をご検討ください。

以上の点をご理解いただき、指定法人への申込みのご検討をお願いします。

以上